

技能検定実技試験手数料の額を定める規則（平成 29 年長野県規則第 33 号）の規定に基づき、技能検定実技試験手数料の額を次のとおり定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

平成 31 年 3 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（1）に規定する知事が定める額は、8,900 円とする。
- 2 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（3）のアに規定する知事が定める額は、2,900 円とする。
- 3 技能検定実技試験手数料の額を定める規則本則の表中（3）のイに規定する知事が定める額は、8,900 円とする。